

令和6年6月20日

1. 出席議員

議長	吉川里己
1番	古賀珠理
3番	毛利清彦
5番	江口康成
7番	朝長勇
9番	上田雄一
11番	山口幸二
13番	石橋敏伸
17番	山口昌宏
19番	杉原豊喜

副議長	松尾初秋
2番	山崎健
4番	中山稔
6番	吉原新司
8番	豊村貴司
10番	古川盛義
12番	池田大生
15番	末藤正幸
18番	牟田勝浩
20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	江上新治
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	佐々野理子
総務係員	笠原良子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	北	川	政	次
教	育	長	松	尾	文	雄
総	務	部	秋	月	義	則
総	務	部	黒	尾	聖	洋
企	画	部	松	尾	謙	一
企	画	部	山	北		太
営	業	部	山	崎	正	和
営	業	部	佐々	木	征	夫
福	祉	部	後	藤	英	明
福	祉	部	馬	場	真	嗣
こ	ど	も	古	賀	龍	一
こ	ど	も	野	口	幸	郎
ま	ち	づ	庭	木		未
ま	ち	づ	弦	卷	一	淳
総	務	課	古	田	香	寿
企	画	政	小	柳	真	代
財	政	課	藤	井	喜	一
会	計	管	田	中	祐	友
選	挙	管	山	田	英	紀
監	査	委	前	田		昭
農	業	委	木	村	明	実
		員				美
		会				
		事				
		務				
		局				
		長				

議 事 日 程 第 6 号

6月20日（木）10時開議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 第 44号 議 案 | 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 2 | 第 45号 議 案 | 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 3 | 第 46号 議 案 | 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 4 | 第 47号 議 案 | 損害賠償の額の決定及び和解について
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 5 | 第 50号 議 案 | 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 回)
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 6 | 第 51号 議 案 | 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算 (第 1 回)
(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 7 | 第 52号 議 案 | 袴野地区地すべり対策工事 (その 1) 請負契約の締結について
(産業建設常任委員会報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 8 | 第 53号 議 案 | 袴野地区地すべり対策工事 (その 2) 請負契約の締結について
(産業建設常任委員会報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 9 | 第 49号 議 案 | 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算 (第 2 回)
(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第10 | 第 54号 議 案 | 農業委員会委員の任命について
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第11 | 第 55号 議 案 | 農業委員会委員の任命について
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第12 | 第 56号 議 案 | 農業委員会委員の任命について
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第13 | 第 57号 議 案 | 農業委員会委員の任命について
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第14 | 第 58号 議 案 | 農業委員会委員の任命について
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第15 | 第 59号 議 案 | 農業委員会委員の任命について
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第16 | 第 60号 議 案 | 農業委員会委員の任命について
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |

日程第17	第61号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第18	第62号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第19	第63号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第20	第64号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第21	第65号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第22	第66号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第23	第67号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第24	第68号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第25	第69号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第26	第70号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第27	第71号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第28	第72号議案	農業委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第29	閉会中継続審査申出について(意見書第2号) (議決)	
日程第30	閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件) (議決)	

開 議 10時

○議長(吉川里己君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長より提出されました第54号議案から第72号議案までの以上19議案を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案について審査終了の報告がそれぞれ提出されておりますので、日程に従いまして、順次、報告を求めていきたいと思います。

日程第1～第5 第44号議案～第50号議案

日程第 1. 第 44 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第 5. 第 50 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）までを一括議題といたします。

以上の 5 議案は福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果につきまして、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 44 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 44 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、条例を改正するもので、小規模保育事業及び事業所内保育事業における職員の配置基準について、3 歳児 20 人につき 1 人を 15 人に 1 人に、4 歳児・5 歳児 30 人につき 1 人を 25 人につき 1 人に改正するものとの説明を受けました。

経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況を鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の基準ではなく、改正前の基準での運用を可能としているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 45 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 45 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い条例を改正するもので、第 23 条は施設の重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加し、第 53 条第 2 項第 2 号は、磁気ディスク及びシー・ディー・ロムという記録媒体の例示について、記録媒体の種類を示さない形の、電磁的記録媒体に改正するものとの説明を受けました。

ただし、第 23 条については、経過措置として令和 7 年 3 月 31 日までは「供しなければな

らない」を「供するよう努めなければならない」とし、整備の猶予を設けているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 46 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 46 号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴い、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を一部改正するもので、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の、被保険者証及び資格証明書について、資格確認書等と変更するものと説明を受けました。

法改正により令和 6 年 12 月 2 日以降は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するため、保険証の発行ができなくなるとの説明を受けました。

議案審議の際に質問があった資格証明書の発行数について、これまで規定はあったが、運用はしていなかったということから 0 枚。

また、マイナ保険証の現在の取得数について、本年 3 月の加入者数は 8,016 人に対し、登録している数は、4 月 15 日時点の国の資料から 4,368 人となっており、残りの 3,648 人がまだ登録していないと考えられるとの報告を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 47 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 47 号議案 損害賠償の額の決定及び和解についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄市文化会館内に所在するレストランについて、新築工事に伴い現文化会館を解体するため、使用許可を終了し退去を求めたところ、平成 19 年 7 月、相手方に市から直

接依頼し出店を促した経緯があり、相手方から補償を求められたもので、顧問弁護士と相談の上、道義的観点から相手方との和解交渉を経て、令和6年4月4日に和解金の額及び退去日について合意に至ったとの説明を受けました。

補償費の算定については、一般的な国の移転補償時の算定方法により算定との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第50号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第50号議案 令和6年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、1款1項1目、総務管理費、12節、委託料、国保事務処理標準システム移行業務委託料1,957万2,000円の減額は、現在、県内市町の国保業務を効率化するため、佐賀県国保連合会とのシステム共同運用を目的とし、現行の株式会社RKKCSのシステムから国保連合会のシステムに移行するもので、当初、市が直接契約を行う予定でしたが、契約時に杵藤広域圏内6市町分を一括して杵藤電算センターで契約していただいたため、委託料を減額するものとの説明を受けました。

5款1項1目24節、積立金、国民健康保険積立金5,960万6,000円の増額は、システム移行に係る経費の支払いに、一旦基金からの繰入れを充てることとしており、当初、次年度以降に、国・県からの交付金が入り次第、基金へ戻す予定だったが、令和6年度中に国・県からの交付金の一部入る見込みとなったため、それを基金へ戻すため増額するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては議案ごとに行います。

まず、第 44 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 44 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 45 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 46 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 46 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 47 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 47 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 50 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 50 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6～第 8 第 51 号議案～第 53 号議案

日程第 6. 第 51 号議案 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）から
日程第 8. 第 53 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 2）請負契約の締結についてまで
を一括議題といたします。

以上の 3 議案は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに
結果につきまして、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 51 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 51 号議案 令和 6 年度武雄市工業用
水道事業会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄市工業用水道事業の給水区域への供給に関する覚書を今年 1 月 23 日付
で杵島工業用水道企業団と締結したことにより、令和 6 年 10 月 1 日から杵島工水より給水を
開始するために必要な工事費の補正をお願いするものであり、内容としては、給水切替えに
伴う工事として、令和 3 年度に武雄工業団地と北方インター工業団地へ送るポンプ場 2 か所
の設置工事を行っていたが、その時点で給水状況を送信する遠方監視通信設備の受信先の協
議ができていなかったため設置ができておらず、今回、協議が整ったため遠方監視装置の設
置工事費をお願いするものとの説明を受けました。

財源については、建設改良積立金で対応するとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 52 号議案及び第 53 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 52 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 1）請負契約の締結について及び第 53 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 2）請負契約の締結についての 2 議案について、審査の経過と結果を申し上げます。

この 2 議案は、「武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、いずれも特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札が行われた結果、第 52 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 1）は、契約金額 5 億 820 万円。契約の相手方、石丸建設・松尾一建工業・国土防災技術特定建設工事共同企業体。第 53 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 2）では、契約金額 3 億 2,780 万円。契約の相手方、山崎・日本建設技術特定建設共同企業体といずれも令和 6 年 6 月 5 日付で仮契約が締結されているとのことでした。

なお、工期については、いずれも議決の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決につきましては、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 51 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 51 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 53 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 第 49 号議案

日程第 9. 第 49 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果につきまして報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に分割付託されました第 49 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 5 目。情報化推進費では、デジタル田園都市国家構想交付金事業として国から採択を受けた、①仮称、武雄市スーパーアプリ導入事業、②地域通貨ポイント導入事業、③公共施設予約・申込システム・スマートロック導入事業、④公開型 G I S 導入事業の 4 事業に関する予算が計上されていきました。

執行部からの主な説明として、市内施設の空き状況の確認から予約及び利用申請、使用料の支払いをオンライン決済も可能とし、鍵の受渡しまでの利用者の労力軽減と管理者における業務効率化を目指すことや、インターネット上に公開する地図に各種行政情報を搭載し、いつでも・どこでも行政情報にアクセス・取得できる環境を構築するものとの説明を受けま

した。

委員からは、予約施設の対象施設やコールセンターの運用などの質問がなされ、予約・申込システムについては、市内 25 体育施設から始めること、コールセンターについては民間のコールセンター専門業者に委託を計画していることなどの説明がありました。

次に、債務負担行為補正の大学施設整備補助金についてです。

令和 7 年度に学校法人旭学園に対して、県と市で合わせて 19 億 4,809 万 6,000 円を補助金として交付するためのものです。この補助金の交付に必要な補助金交付要綱を定めるに当たり、補助金の交付条件として、文部科学省からの新大学設置の認可が下りることを付す予定との説明でした。

ほかにも市民が損害を被ることがないように、様々なリスクを想定して、旭学園と協議された上で、補助金交付要綱以外にも書面を交わすなどの対応を取るとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

9 番上田議員

○9 番（上田雄一君）〔登壇〕

補助金交付要綱以外にもいろいろと契約を交わすというような話がありましたけど、具体的な中身が一切説明がなかったものですから、ちょっと何点か確認したいと思います。

まず 1 点目が、アンケート、これまで議案審議等でも大分出ていたかと思いますが、アンケートの、現段階では、募集定員をオーバーしているという話は出ていたかと思うわけですが、今後の、学校設置に至るところまでのアンケートの状況をどのように議会として担保されたのかというのが 1 点。

それから、学校法人旭学園さんの財政的な面についても、委員会でどのような議論がなされたのか、また、どのような答弁がなされたのか。

それから 3 点目が、契約書の内容が最終的にどのようになるのか、議会としてどのように審議をされ、どのような担保を取られたのか。

最後に、4 点目が、学校法人、今回の武雄アジア大学の成功の鍵を握るのは、やはり学生確保の面だと思うので、学生確保についてどのような議論がなされたのか、以上、4 点をお伺いします。

○議長（吉川里己君）

池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

1 点目が、アンケートの現時点ということでしたっけ。

〔9 番「今後」〕

○総務常任委員長（池田大生君）（続）

今後。アンケートの今後については、これまで特別委員会の中でも。

〔9 番「いや、特別委員会のことは、常任委員会でどういう議論があったのかという
ことを聞きたい。逐一報告しますて言うちゃあけん。そこが、おいたちおらんと
やけん。答えてくれんぎ」〕

○総務常任委員長（池田大生君）（続）

債務負担行為、補正についての審議をしましたので、アンケートについてのスケジュール
等ですね、そこは審議いたしておりません。

〔18 番「逐一報告するって言うたよね」〕

〔9 番「そういうのを聞いている」〕

○総務常任委員長（池田大生君）（続）

それは後で出されます。後だって、集計が完了後、報告するという旨の答弁をいただいております。

2 点目、覚書等については、予算が成立、——担保でしたっけ。

〔9 番「メモしとらんとね」〕

○総務常任委員長（池田大生君）（続）

メモしとらん。

財政状況については確認しておりますという答弁いただいております。大丈夫ですという、
確認していますという答弁をいただいております。

3 点目、契約やったですかね。

契約内容の担保については、今後、覚書等、交付金要綱を作成した後ですね、契約金等に
生かしていく旨の答弁はいただいております。

〔18 番「事前に議会に相談しながら」〕

○総務常任委員長（池田大生君）（続）

学生確保については、旭学園のほうで努力されるべきものだと思っておりますし、その辺
は、確保する……。

〔9 番「委員会として審議があったかどうかを」〕

○総務常任委員長（池田大生君）（続）

そこはしていません。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

8 番 豊村議員

○8番（豊村貴司君）〔登壇〕

先ほどの学生のアンケート、また、学校法人側の財務状況、決算書類等について、データ等、資料が委員会のほうに提示があったかというのを、ちょっと、再度確認させてください。

○議長（吉川里己君）

池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

データ等での提出はあっておりません。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第49号議案 令和6年度武雄市一般会計補正予算（第2回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、2款4項1目、戸籍住民基本台帳費5万1,000円のコンビニ交付体験ツアーは、コンビニ交付サービスの利用促進を図るため、市役所に設置している端末を使って、実際に市民の方に証明書取得を体験して、コンビニ交付の便利さを実感してもらうためのものとの説明を受けました。

4款1項、保健衛生費1億6万4,000円は、秋冬開始予定となっているコロナワクチンの予防接種費用に係る費用との説明を受けました。

債務負担行為の放課後児童クラブ運営業務委託料7億7,607万3,000円は、令和7年度から令和9年度までの3か年、民間事業者へ運営を委託し、放課後児童クラブの持続可能な運営と質の均一化、さらなる質の向上を図るためのものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第49号議案 令和6年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、２款２項１目．企画総務費の２,４５３万円、共創モデル実証運行業務委託料は、観光客の増加やタクシーの運転手不足などにより、時間帯によっては交通空白地域となっている状況を解消するために、公共交通に関する調査や移動データの収集を行い、地域交通の現状を把握するとともに、タクシーが配車できないときにライドシェアを配車するタクシー優先配車方式によるライドシェアの実証運行を実施し、市民の移動手段の一つとして需要があるのか、実際に一般ドライバーの供給ができるのか、観光客の利用はあるのかなどを検証することが目的で、新たな交通手段による効果検証を行うためのものと説明を受けました。

また、モビリティ人材育成業務委託料 894 万円は、公共交通に関連する様々な立場の方々を対象として地域交通をコーディネートできる人材を育成し、持続可能な地域交通の在り方を検討するためのものとの説明を受けました。

財源としては、１５款２項１目．総務費国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金 2,696 万円が計上されていました。

その他、６款１項３目．農業振興費、１８節．負担金補助及び交付金には、産地生産基盤パワーアップ事業として１億 314 万円、７款１項２目．商工振興費、１８節．負担金補助及び交付金には、地域商業活性化支援事業補助金として 100 万円などが計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

18 番 牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

ライドシェアの件でお伺いしたいと思いますけども、３月議会の一般質問の答弁では、まだ慎重にやりたい、周辺市町と協議の上、歩を進めたいということで、３月の半ばでは言われておりました。

６月、今回はこういうことで出ました。タクシー会社に、そして、主にタクシー会社を経由してということだったんですけども、例えばタクシー会社でも、名前言っていると思いますが、温泉タクシーさんというのは武雄市にも、嬉野市にもありますよね。

だから、そういう点で、やっぱり周りとしなきゃいけないというふうな論議は出なかったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（吉川里己君）

朝長産業建設常任委員長（発言する者あり）

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

広域ということで、人材育成のほうについては、嬉野市、大町町との共同ということですが、共創モデルについては、タクシー会社に協力を仰ぎながらということで、質問された内容に関する事項については、具体的な検証は行っておりません。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 49 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 49 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）に、反対の討論を申し上げます。

第 2 表の債務負担行為補正の一つ、大学施設整備費補助金 19 億 4,809 万 6,000 円、2 つ目の放課後児童クラブ運営業務委託料 7 億 7,607 万 3,000 円の民間委託の補正予算に反対を申し上げます。

大学施設整備費補助金、市長が進める大学誘致反対の第一の理由は、大学誘致のスタートは一昨年 12 月 1 日、学校法人理事長が市長を訪ね、要請されたとのことです。あまりに学校法人も、市長も、拙速、前のめりではないでしょうか。

学校法人の理事会が正式に決定をしたのが昨年の 1 月 26 日であり、理事会が武雄市に 4 年制大学を造るとの決定をされております。これは学校法人としての進め方に学校側としての拙速が感じられ、不信を感じる第 1 の理由であります。

第 2 の理由は、武雄市が国への 5 億円の大学設置のための補助金申請が、3 月 29 日に内閣府から不採択の通知がありました。市の担当部長は、再提出に向けた準備を進めますとコメントされております。

これから二次募集があるから申請するものかと思っていたら、5 月 21 日の第 6 回大学設置に関する特別委員会では、国に補助金、再提出はしなくて断念することを今日決めたとの説明がありました。びっくりしたところであります。

さらに市長は、6 月 14 日の議案質疑のとき、答弁で市長は、我々も再申請を考えておりましたと答弁されておりますが、国の不採択の連絡を受け、いろいろやり取りの中で、国への申請を断念したとの説明でした。

この間、3 月 29 日、議員への報告、それから、5 月 21 日の間、数日が経過をしております。この間に、断念したことを議会や市民に報告すべきではありませんか。まさに議員、私

自身、不信を感じるものであります。

そして、国の補助金申請が不採択になったとき、学校法人学長のコメントは、「補助金ありきで進めているわけではないので準備に変更はない」とするコメントは、不信が広がるそのものです。

行政からの補助金がなければできない新大学構想ではありませんか。（発言する者あり）

誘致の理由に、新大学設置の認可が下りなかったときのことで、学校法人が解体費用の捻出に、大丈夫かという心配する声すら寄せられております。

反対の第3の理由は、市長は、人口減少の食い止めや学生の他県への流出を止めるなどの理由を言われておりますが、そうでしょうか。

今、全国の大学経営が大変厳しいとの声を聞きます。そういう中で、学校法人旭学園は、今ある短期大学をPRし、4年制大学等に取り組んでもいいのではありませんか。

今あるコースの定員充足率が77%と答弁がありました。この状況で、新大学構想に未来はないのではありませんか。

市長は、人口減少対策について、大学誘致で社会増減を図っていくと答弁されました。

武雄市の自然増減を見ると、この合併して19年間でも200から300人と、死亡者数が出生数を上回っています。昨年の出生数は313人で、過去最低であります。

このような社会状況の下で、武雄市への大学誘致は断念をし、中止をすることを強く、市民の多くの方々の声を代弁するものであり、以上、補正予算第2回の反対討論といたします。

○議長（吉川里己君）

5番江口議員

○5番（江口康成君）〔登壇〕

第49号議案 令和6年度武雄市一般会計補正予算(第2回)、債務負担行為補正について、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、大学設置を急ぎ過ぎるのではないかとの意見でございますけれども、これまで6回の大学設置特別委員会を経て今に至っていること、また、旭学園側は、10月の申請に向けて大量の書類を準備される必要があるので、支援を行う武雄市としては、今回、債務負担行為を予算に計上することは、本議案の提案時期としては妥当であると判断をするところでございます。

また、デジタル田園都市国家構想交付金については、要綱がさらに厳しくなったということもあり、再申請を断念したと説明がっております。

今年5月時点で人口4万7,000人とちょっとの武雄市に、500名を超える学生と教職員の皆さんが来ることで経済活動が活発になり、また、ボランティア活動など人の交流も増えてくると思われます。

この武雄市にとって希望ある新しい動きのスタートである、この債務負担行為補正に対し

て、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

8 番豊村議員

○8 番（豊村貴司君）〔登壇〕

第 49 号議案に反対の立場で討論いたします。

この議案には様々な補正予算が上がっていますが、その中で、大学施設整備補助金の債務負担行為について反対です。

市長は、先日の本会議における議案審議において、「10 月の申請に向けて準備を進めるためには、この予算案を 6 月に出すことがタイムリミットである」と述べられました。

しかし、開学延期が決まる前の昨年 6 月議会では、10 月の申請を目指していたものの、予算議案の提出はなく進められていました。昨年の状況を考えると、6 月議会がタイムリミットであるとは言えないのではないかと考えます。

また、市長は議案質疑において、「決算関係書類等を確認した」と答弁をされました。

私も、先日、ネットで調べて決算関係書類を見ましたが、前の特別委員会では令和 4 年度の資料は議会に出されていましたが、今回、執行部が令和 5 年度分の決算関係書類を確認されているのに、なぜ議会に資料として出されなかったのか。また、市長の答弁内容において、特定資産と現金預金で 16 億円があると確認したということですが、特定の用途をもって積み立てられている特定資産を丸々この予算に充てると考えられるのかと疑問です。

これまでの経過において、昨年 2 月の発表時には、既に場所が、学校側の希望により白岩体育館跡地とされており、そのときの段階では、僅か 8 か月後の昨年 10 月に申請予定と、武雄市としての議論を深められる状況にもありませんでした。

延期となった今年初め、特別委員会では 6 月議会で議案を提出と述べられ、結果、議案は提出されたものの、高校生へのアンケート結果はまだ整理されておらず、文書や口頭で一言説明があったのみです。

大学があるまちということを市民説明会でも述べられますが、これまでの経過を見ても、武雄市としての意志、主張がどこにあるのかと思ってしまう。

今回の議案が承認されると、10 月の申請に向け準備が進められます。申請となると、キャンパスの建設工事に入ります。

議会に対してアンケート結果や決算関係書類などの資料の提示があっていませんが、資料も見ずに、口頭、一言の文書だけで協議し、申請、建設へと進むことについて懸念します。

建設についても、特別委員会で、学校側は建設業界の難しさを言われましたが、業者はどうか、こうした点も課題になります。

また、就職先についても多く市民の方々から問合せが上がっております。

調査・研究が資料もなく十分に行えず、そして、今回、予算が提案されたこと、また、不

認可となったときの対応についても、議案質疑の答弁では現時点で整理されておらず、リスクへの対応について安心できる状態にありません。

債務負担行為だから、不認可だったら予算を出さないからいいというものではなく、そこには残っている建物や土地をどうするかということが課題として生じます。そのことを整理しておくべきです。

最後に、何より市民の皆様の声、今朝も 30 代男性から私に、「市民投票をしてはどうか」という連絡がありました。この考えは、ほかにも複数、意見として伺いました。

市民の皆様の声を伺う中で、納得があるとはとても思えません。民意はどう反映されているのか、そう考えます。

以上のような理由から、この議案について、私は大学施設整備費補助金は大きなことでもあることから、反対いたします。

○議長（吉川里己君）

1 番古賀議員

○1 番（古賀珠理君）〔登壇〕

第 49 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)、債務負担行為補正について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど江口議員からもありましたように、繰り返しになりますが、これまで 6 回の大学設置特別委員会を経て今に至ること、そして、アンケート結果による学生の確保や資金計画のめどが立ったことなどの説明を受けました。

6 月 26 日、山内町、7 月 17 日、北方町で市民説明会が予定されています。着実に、確実に市民の皆さんへの説明は開催されている、また、開催予定です。

この債務負担行為補正に対して、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（吉川里己君）

7 番朝長議員

○7 番（朝長 勇君）〔登壇〕

第 49 号議案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の項目は、債務負担行為補正、大学施設整備費補助金についてでございます。

まず、総論として申し上げますと、補助金交付要綱の内容が明確になっていない、そういった状態で本予算を承認することはできないと考えます。

現時点で明確になっているのは、文科省による設置認可が出れば補助金を交付するということであり、これまで特別委員会や一般質問で出された懸念事項について、明文化された約束がなされていないというのは大きな懸念を抱かざるを得ません。

一言で言えば、順番が逆であると考えております。

例えば今年の申請で認可が下りなかった場合、再度チャレンジも検討するとのことですが、

建設された校舎の維持管理など、延びれば延びるほど、旭学園さんは資金面でも苦しい状況に追い込まれるはずです。

学生の確保についても、進学率が上がっているとはいえ、それ以上のペースで子供は少なくなっています。武雄市においては、今年4月1日時点での17歳人口は498人、0歳児は307人しかいません。転出入を除けば17年後に40%近く武雄の学生が減少することは分かっている現実です。

全国的には、大学は統廃合で減っている状況です。今年の申請で認可されなければ、再度申請しても認可される見込みがあるとは思えません。最悪を想定した場合の建設費、解体費用などの手当てはされているのでしょうか。

仮に想定どおり認可されたとして、市民から預かっている大きな資金を投入するからには、長期的な安定運営が見込めるかどうか、武雄市においても独自の検証を行うべきです。文科省の審査が厳しいからという、だから大丈夫というような認識は一旦置いて、武雄市独自で検討を進めるべきだと思います。

特に、令和10年には佐賀県立大学を開校する構想があり、学生たちがどんな基準で大学を選ぶかを考えれば、受験が近づくに従って、将来の就職先や学費の負担を優先して考えるようになり、文系か理系か、公立か私立かというのが大きな判断基準になってきます。

特に、学費の面では保護者の意向が大きく影響してきます。今の日本の経済状況を考えれば、インフレや社会保障費の負担増で実質賃金は下がり続けており、公立大学を選ぶ傾向はより強まってくると思われます。

執行部から出されている大学設置の経済効果や税収の見込みは、長期的にうまくいくことが前提でつくられたものであり、うまくいかなかった場合のリスク管理についての検証が不十分であると考えます。

例えば工業団地の企業誘致であれば、進出が決まった時点で初期投資は回収できますが、大学の場合は長期的な安定運営ができなければ大きな損失につながるようになります。

そのほかにも、教育内容に関してどの程度武雄市の意向が反映できるのか、また、留学生の割合などについても一定の歯止めは必要ではないかと思います。

多文化共生といえば聞こえはいいですが、現実はその甘いものではありません。埼玉県川口市の状況などを考えれば、外国人比率が一定数を越えることで市民生活に混乱が生じる懸念もあります。

10年、20年先になれば社会情勢も大きく変わります。私たち、人も入れ替わります。執行部も入れ替わる。そのとき、問題が発生した場合のリスク管理として、まずは想定できる懸念をしっかりと洗い出し、しっかりと明文化した交付要綱をまず、つくるべきです。

予算的な裏づけを先に承認することは、今後の協議について主導権を持てなくなる、そういった懸念も抱かせます。

以上、指摘いたしまして、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（吉川里己君）

15 番末藤議員

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。第 49 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、賛成の立場で討論を申し上げます。

今、るる反対の意見も出ましたが、武雄市に大学が設置されるということは、本当に千載一遇のチャンスではないかと思っております。そういうことで、働く人の人材確保、こういう面でも商工関係者、本当に心待ちにしておられるわけでございます。

そしてまた、要綱についても、今、申されましたが、この議決の後にすぐ要綱の作成に取りかかって、そして、旭学園様との契約の前に議会、特別委員会等でその要綱を提示し、議会でもんで、それをつくって契約に持っていくということも委員会の中で説明も受けております。

そういうことでございまして、ぜひともこの大学設置の補助金の債務負担行為には賛同をよろしくお願いいたしますしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（吉川里己君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 49 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 49 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10～第 28 第 54 号議案～第 72 号議案

日程第 10. 第 54 号議案 農業委員会委員の任命についてから日程第 28. 第 72 号議案 農業委員会委員の任命についてまでの 19 件を一括議題といたします。

〔16 番 退席〕

提出者から説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 54 号議案から第 72 号議案までの農業委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

本年 7 月 19 日をもって現農業委員会委員の任期が満了となりますので、その後任といたしまして、大島栄氏ほか 18 名を任命したいと考えております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

なお、経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

第 54 号議案から第 72 号議案までの 19 議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 54 号議案から第 72 号議案までの 19 議案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 54 号議案から第 72 号議案までの 19 議案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

お諮りいたします。第 54 号議案から第 72 号議案までの 19 議案については一括して討論、採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 54 号議案から第 72 号議案までの 19 議案は、一括して討論、採決をすることに決定をいたしました。

まず、第 54 号議案から第 72 号議案までの 19 議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 54 号議案から第 72 号議案までの 19 議案を採決いたします。

第 54 号議案から第 72 号議案までの農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 54 号議案から第 72 号議案までの 19 議案、すなわち、大島栄氏、松尾初秋氏、松尾隆博氏、中村和仁氏、池田有氏、田代了三氏、笠原勝廣氏、原

口保徳氏、川口敏広氏、古川さゆり氏、原田宗喜氏、松岡知子氏、井手広夫氏、田栗由紀男氏、渡邊千枝子氏、澤井富二郎氏、坂口友久氏、相原經憲氏、岩橋久美氏、以上を農業委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

〔16 番 着席〕

日程第 29 閉会中継続審査申出について

日程第 29. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、審査中の意見書第 2 号 破損した太陽光パネルの危険性を国民に周知することを求める意見書（案）については、今後も引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに出されております。

お諮りいたします。総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第 2 号は総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第 30 閉会中継続調査申出について

日程第 30. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。この申出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもって、令和 6 年 6 月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉 会 10時59分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議 長 吉 川 里 己

〃 副 議 長 松 尾 初 秋

〃 議 員 古 賀 珠 理

〃 議 員 朝 長 勇

〃 議 員 石 橋 敏 伸

会 議 録 調 製 者 江 上 新 治